

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟 平成 29 年度全国大会

～ご宿泊お申込みのご案内～

皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当社に対しまして、格別なるご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。「公益財団法人ボーイスカウト日本連盟全国大会」が鳥取市において開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

さて、私ども(株)JTB中国四国鳥取支店が、大会に参加される皆様方のご便宜をお図りするため、宿泊のお手伝いをさせていただき運びとなりました。大会のご成功をお祈りし皆様のご来鳥とご利用を心よりお待ちしております。

(株)JTB中国四国鳥取支店 鳥取支店長 桑村 琢

1. 宿泊プランのご案内

■ 宿泊設定日：平成 29 年 5 月 26 日（金）・5 月 27 日（土）をご用意いたしております。

■ ご旅行代金：大人お 1 人様 1 泊当たり（朝食付・消費税・サービス料込み）

申込記号	ホテル名	部屋タイプ	ご旅行代金 (お一人当たり)	交通アクセス
A	ホテルニューオータニ鳥取	シングル	10,000 円	JR 鳥取駅から徒歩 3 分
B		ツイン	9,000 円	
C	ホテルモナーク鳥取	シングル	9,500 円	JR 鳥取駅から徒歩 7 分
D		ツイン	8,800 円	
E		和室一室 3～4 名利用	8,800 円	
F	鳥取シティホテル	シングル	8,500 円	JR 鳥取駅から徒歩 10 分
G		ツイン	8,000 円	
H	ホテルアルファワン鳥取	シングル	7,800 円	JR 鳥取駅から徒歩 5 分
I	ホテル RESH 鳥取駅前	ツイン	8,500 円	JR 鳥取駅から徒歩 3 分
J	対翠閣	和室一室 3 名利用	9,000 円	JR 鳥取駅から徒歩 7 分
K		和室一室 4～5 名利用	8,500 円	
L	レーク大樹	ツイン	7,500 円	JR 鳥取駅から タクシー利用 20 分
M		和室一室 3～4 名利用	7,000 円	
N		和室一室 5～8 名利用	6,500 円	
O	浜村温泉 魚と屋	和室一室 3 名利用	7,500 円	JR 浜村駅から徒歩 5 分
P		和室一室 4～6 名利用	6,800 円	

○お申込みの受付は先着順とさせていただきます。ご希望が満室の場合、ご希望以外の部屋タイプ又は、上記以外のホテルになる場合がございます。第 3 希望までご記入ください。

○個人的利用に伴う費用につきましては、ホテルチェックアウト時にご精算ください。

○お食事が不要の場合でも、差額のご返金はございません。

○ツイン、和室をご希望の場合は、別紙申込書に必ず同室者名もご記入下さい。

○禁煙・喫煙ルームのご希望がございましたら、申込書にご記入ください。但し、お部屋数に限りがございますので、ご希望のお部屋が満室の場合は、ご対応いたしかねますのでご了承ください。

○締め切り後のお申込みはお問い合わせください。

宿泊の取扱いは、(株)JTB 中国四国鳥取支店が旅行企画・実施する『募集型企画旅行』です。

旅行条件につきましては、裏面の旅行条件書をご覧ください。

・添乗員は同行しません。(チェックインの手続きはお客様ご自身で行っていただきます。)

・最少催行人員 シングル 1 名。ツイン 2 名。和室 3 名。

2. お申込みから精算までのご案内

■お申込み希望の方は、所定の申込書に必要事項をご記入の上、FAX 又は郵送にて弊社宛てお申込み下さい。

お申込み締切日 4月19日(水)

■お電話でのお申込みや変更・取消はトラブル防止のために、お断りさせていただきます。

■お申込み受付後、5月10日(水)までに予約確認書、請求書等を申込代表者に送付致します。

■お申込み内容に変更・取消が生じた場合は、変更箇所がわかるように申込書にご記入の上、FAXにてお知らせ下さい。※変更・取消事由が生じましたら、すぐにお知らせ下さい。

■営業時間外にご連絡いただいた際は、翌営業日の処理となります。予めご了承下さい。

3. 代金の精算について

代金につきましては、請求書をご確認の上、平成29年5月19日(金)までに総合計金額をお支払い願います。口座番号等は回答時にご案内させていただきます。恐れ入りますが、振込手数料はお客様にてご負担いただきますようお願い申し上げます。

4. お申込み後の取消について

■宿泊代金はおお客様のご都合で取消される場合は、下記の取消料率にて取消料を申し受けます。

宿泊	8日前まで	7~2日前まで	前日	当日	旅行開始後の解除 又は無連絡
	無料	代金の30%	代金の40%	代金50%	代金の100%

5. お申込み・お問い合わせ先

㈱ JTB 中国四国鳥取支店『公益財団法人ボーイスカウト日本連盟平成29年度全国大会』係

〒680-0846 鳥取市扇町60番地 担当：藤井・中西・上岡

TEL：0857-22-8851 FAX：0857-24-7228

(営業時間/9:30~17:30 休業日/土・日・祝日)

総合旅行業務取扱管理者：平田 雅也

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明ご不明な点があれば、ご遠慮なく右記の取扱主任者にお尋ねください。



ボンド保証会員



旅行業公正取引
協議会 会員



旅行企画・実施 JTB中国四国

鳥取支店

観光庁長官登録第1769号
日本旅行業協会正会員
〒680-0846 鳥取市扇町60

ご旅行条件(要約)

- 募集型企画旅行契約：株式会社JTB中国四国鳥取支店(鳥取市扇町60 観光庁長官登録旅行業第1769号。以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 旅行のお申し込み及び契約成立時期：(1)所定の申込書に所定の事項を記入し、お申込み下さい。(2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。
- 旅行代金のお支払い：旅行代金は当社が指定する期日までにお支払い下さい。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承認日といたします。
- 取消料：旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除される場合は、要項記載の金額を取消料として申し受けます。
- 旅行代金に含まれるもの：旅行日程に明示した宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費などの諸費用及び個人的費用は含まれません。)
- 「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件：当社提携クレジットカード会社の会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行者により当該取扱が出来ない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。)(1)契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承認通知を発信したとき(e-mail等電子承認通知を利用する場合は、その通知がお客様の到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知していただきます。(2)「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。(但し、成立日が旅行開始前日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目(休業日)にあたる場合は翌営業日」とします。また取消料のカード利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内をカード利用日として払い戻します。)(3)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。
- 国内旅行保険への加入について：ご旅行中、病気がけがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めいたします。
- 個人情報の取扱について：当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。また、大会運営に伴い大会主催事務局へ情報を提出し利用させていただきます。
- 特別補償：当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。
 - ・死亡補償金：1500万円・入院見舞金：2~20万円・通院見舞金：1~5万円・携行品損害補償金：お客様1名につき~15万円(ただし、補償対象品1個当たり10万円を限度とします)
- 旅行条件：旅行代金の基準：この旅行条件は2017年3月1日を基準としています。又、旅行代金は2017年3月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

承認番号：170304